

争議行為の予告について

株式会社伸和運輸代表取締役宮崎琢朗から争議行為を行う旨の通知が令和6年3月7日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

令和6年3月13日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

東海伸和労働組合の争議行為に対抗する件

二 日時

令和6年3月28日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

株式会社伸和運輸上馬車庫 世田谷区上馬四丁目38番5号、同所29番9号

株式会社伸和運輸廻沢車庫 世田谷区八幡山二丁目8番5号、同区船橋七丁目21番6号

四 種類（以下原文のまま掲載）

事業所閉鎖、就労拒否等、その他一切の争議行為。